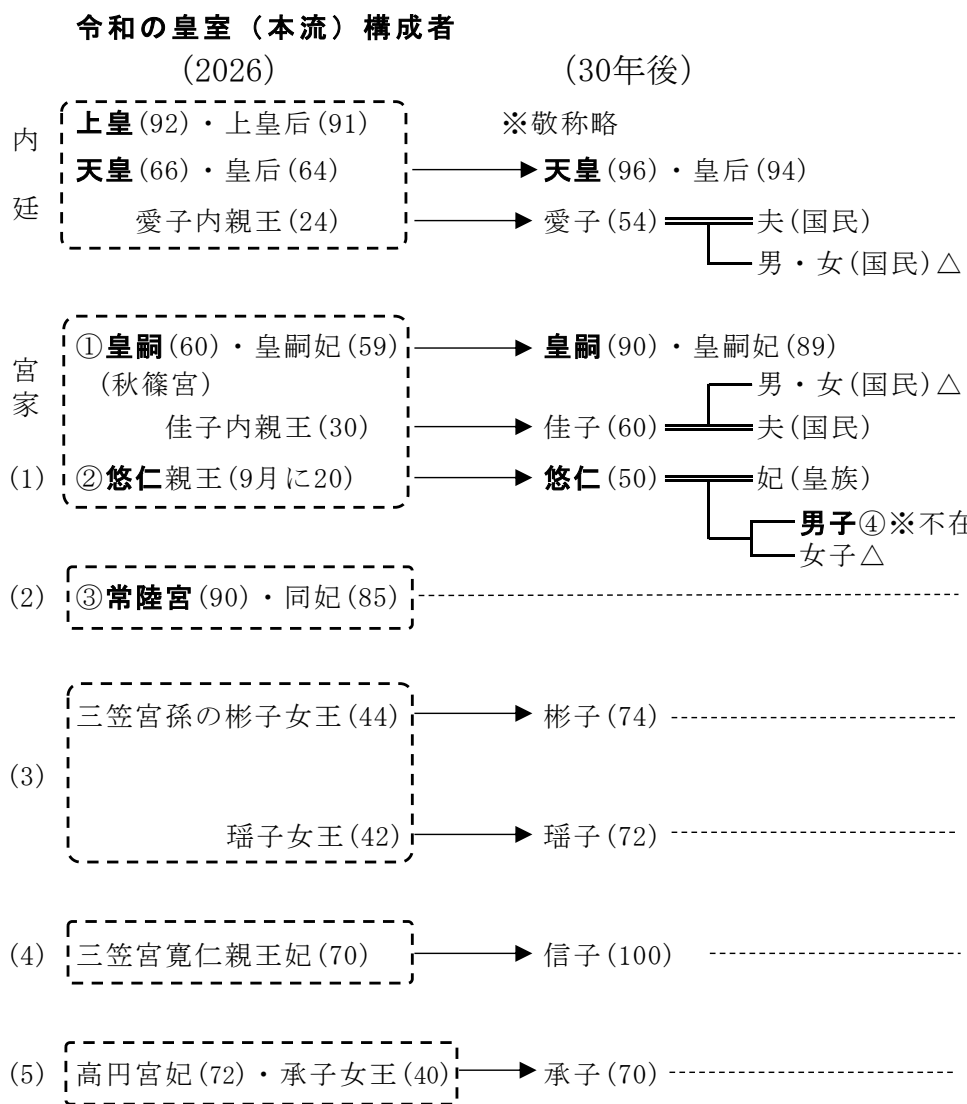


「皇室典範の一部を改正する法律」(皇位男系男子限定主義)による想定略図



養子縁組の皇室（傍流）構成者

- ※ いわゆる旧11宮家(すべて伏見宮系)のうち、男系男子が実在するのは4家(㊶久邇家・㊷賀陽家・㊸東久邇家・㊹竹田家)のみ。
- ※ そこに15歳以上で未婚の男子が若干名いるので、養子候補となりうる。一方、現皇室で養親となりうるのは、親王・親王妃および女王は5名(A~E)。その養子も妻(妃)も皇族となり、次の男子(㊶~㊹)は皇位継承資格を有する。
- ※ 従って、悠仁親王に男系④を恵まれなければ、養子皇族の次の男子(㊶~㊹)の年長者が皇位を継承する。
- ※ 現皇室構成者の満年齢は令和8年(2026)7月現在。